

## 綾瀬市開発行為に関する指導要綱細則

### 目次

第1章 総則（第1条～第4条）	P1、P2
第2章 道路（第5条～第18条）	P2～P6
第3章 下水道（第19条～第29条）	P6～P8
第4章 公園、緑地及び広場（第30条～第32条）	P8、P9
第5章 消防（第33条～第38条）	P9～P13
第6章 その他（第39条～第41条）	P13、P14
附則	P14～P16

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、綾瀬市開発行為に関する指導要綱（平成8年綾瀬市告示第16号。以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(関係住民へ周知する区域等)

第2条 要綱第12条第1項に規定する近隣住民等の範囲は、開発区域の地元自治会長・区長、開発区域に隣接する土地及び建築物の所有者並びに居住者（道路等の対面を含む。）のほか、中高層建築物においては冬至日における日影が午前8時から午後4時までに影響がある土地及び建築物の所有者並びに居住者とし、電波障害、風害等については、影響を及ぼすと予想される範囲とする。

2 要綱第12条第1項に規定する近隣住民等の説明は、次に定めるところを基本とし、開発及び工事概要等を説明しなければならない。

- (1) 開発事業における土地利用計画
- (2) 開発事業区域周辺の安全対策
- (3) 開発事業区域周辺の災害防止の対策
- (4) 住宅以外の建築物の開発事業にあつては、当該予定建築物の利用に関する事項
- (5) 中高層建築物にあつては、当該予定建築物による日照の及ぼす影響
- (6) 中高層建築物にあつては、当該予定建築物により生じるテレビジョン放送の電波の受信障害についての対策
- (7) その他市長が必要と認める事項

3 要綱第12条第1項に規定する近隣説明報告書には、次に定める図書を添付するものとする。

- (1) 区域図
- (2) 開発計画概要書
- (3) 土地利用計画図
- (4) 建物設計図
- (5) 建築基準法日影図・実時間日影図（中高層建築物の場合に限る）

(登記書類)

第3条 要綱第13条に基づき移管される公共施設及び公益施設並びにそれらの施設

の用地（以下「公共施設等」という。）については、抵当権、先取特権等の担保物権が存在してはならない。

2 移管される公共施設等の用地地目に変更が必要な場合には、事業主は、移管に際し適正な地目に変更する。

3 要綱第16条第1項に規定する登記に必要な図書は、次の表のとおりとする。

	登記図書	部数	備考
1	登記原因証明情報兼登記承諾書	1	用紙は市で配付
2	印鑑証明書	1	登記手続きに有効な印鑑証明
3	公図の写	1	分筆後のもの
4	土地の登記事項証明書	1	分筆後のもの

備考 各公共施設等ごとに提出すること。

（公共施設等の引継ぎ）

第4条 要綱第16条第2項に規定する開発行為に関する公共施設等の引継書には、次に定める図書を添付するものとする。

- (1) 引継ぎに係る図書目録（第1号様式）
- (2) 位置図
- (3) 完了図
- (4) 確定測量図（地積測量図）
- (5) 縦横断図
- (6) 構造図
- (7) 詳細図
- (8) 工事写真
- (9) 道路境界査定平面図（第2原図1部・写し2部）（第2号様式）

## 第2章 道路

（道路の管理基準）

第5条 要綱第20条第1項に規定する管理基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 原則として道路敷地内には、電柱等交通障害となる占用物件がなく、交差箇所には、必要なすみ切りが設置されていること。
- (2) 排水流末が公道又は公共用地（土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号に掲げる事業の用に供している敷地をいう。）等において確保されること。

(3) 袋路状の道路については、延長が35メートルを超えるものとし、その幅員が6メートルに満たない場合は、建築基準法施行令第144条の4第1項第1号ハの規定により、国土交通大臣が定める基準に適合した転回広場が設置されていること。

(道路境界の明示)

第6条 要綱第20条の規定により、市に移管する新設道路及び拡幅道路には、市の支給する道路境界標を埋設し、官民境界を明示する。

(道路の幅員)

第7条 要綱第21条に規定する道路の幅員は、次のとおりとする。

- (1) 住宅建築を目的とする開発行為で、開発区域の面積が5ヘクタール以上の場合には、開発区域内に、原則として9メートル以上の道路を配置する。
- (2) 住宅建築を目的とする開発行為で、9メートル未満の道路を設置する場合においても、市長が必要と認めたときは歩道を設置する。
- (3) 開発区域外の道路に接続する当該道路は、これらの機能が十分発揮されるよう設計する。

(幅員構成)

第8条 開発行為における道路幅員の構成は、次の表のとおりとする。

道路幅員	車道幅員	歩道幅員	路 肩
12m	6m	2.5m×2	0.5m×2
11m	6m	2.0m×2	0.5m×2
9m	6m	2.0m×1	0.5m×2
4m～6m	4m～6m		

(道路の横断こう配)

第9条 道路の横断こう配は、次の表を基準とする。

路面の種類	横断こう配
アスファルトコンクリート舗装	1.5パーセント～2パーセント
セメントコンクリート舗装	1.5パーセント～2パーセント
そ の 他	3パーセント～5パーセント

2 道路の曲線部(片こう配)は、原則として6パーセント以下のこう配とする。

(断面構造)

第10条 道路の断面構造は、舗装の構造に関する技術基準・同解説、舗装設計施工指針（日本道路協会発行）及び綾瀬市道路施設整備指針（道路断面標準工法図）によるものとする。

（道路排水）

第11条 要綱第23条第5項に規定する排水施設は、次によるものとする。

- (1) 道路の排水施設は、L型側溝、U型側溝及びLU側溝その他適切な排水溝とし、道路上の雨水排水を適切に処理する。また、道路上の雨水を適切に集水するための施設として、グレーチングふた等の設置を次の表の基準により設置する。ただし、現場条件により道路上雨水が宅地に流入するような場合や、特別の事情がある場合には、別途協議するものとする。

集水施設設置間隔基準表

道路縦断こう配	集水施設設置間隔
1パーセント未満	10メートル（間隔）以内に1箇所設置
1パーセント以上	20メートル（間隔）以内に1箇所設置

- (2) U型側溝を用いる場合は、落ぶた式側溝を使用し、コンクリートふた及びグレーチングを架け渡す。また、側溝及びふた等は現場条件にあった強度を採用する。
- (3) ますの設置は、排水施設の極度な折れ点、排水施設の構造変化点、取付管布設箇所等とし、その他必要がある箇所に設置する。また、ます内部における土砂留めについては、取付管がある場合を除き不要とする。
- (4) ます内部に土砂留めを設ける場合には、取付管の管底から15センチメートル以上確保する。
- (5) 雨水流末を車道内の雨水本管に接続し処理する場合は、第11条第1項第1号の「集水施設設置間隔基準表」及び「ただし書き」に基づき集水ますを設置し、取付管を雨水本管に接続する。材質等は、管径200ミリメートルの硬質塩化ビニール管を標準とし、動水こう配を2%以上確保する。
- (6) 前各号に定めるもののほか、道路施設の整備に係る構造や基準については、綾瀬市道路施設整備指針（道路排水施設標準工法図）による。また、現場条件等、やむをえない理由がある場合には、道路管理主管課と協議し定めるものとする。

（道路の交差）

第12条 要綱第23条第6項に規定するすみ切りは、次の各号によるものとする。

(1) 道路の交差部には、次の表に掲げる数値以上のすみ切りを設ける。

すみ切りせん除法(幅員は車道幅員)

幅員	4.5m~5.0m	6.0m	6.5m	7.0m
4.5m~5.0m	3m			
6.0m	3m	5m		
6.5m	3m	5m	10m	
7.0m	3m	5m	10m	12m

備考 交差角120度以上の場合は、すみ切りを設けないことができる。

(2) 道路の交差点間隔は、交通の安全上適切な距離をとる。

(3) 交差点の取付部及び交差点前後の相当区間のこう配は、できる限り緩やかにする。

(4) 著しい道路屈曲部には道路を接続しない。

(歩道の切下げ)

第13条 歩道の切下げは、綾瀬市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例（平成25年綾瀬市条例第17号）に基づき施工するものとする。

(車輛出入りの歩道切下げ等)

第14条 車輛出入りの歩道切下げは、次によるものとする。

(1) 工事の施工は、綾瀬市道路施設整備指針（歩道切下標準工法図）による。

(2) 横断歩道の設置箇所及び交差点から5メートル以上の距離を保つ。

(3) 切下げの最大幅は、次の表の数値以下とする。ただし、大型、中型貨物自動車等が出入りする場合の切下げは、旋回軌跡図により判定する。

車種	幅	備考
普通車、小型貨物自動車等	4.2メートル	すり付け部分は除く
大型車（4.0トン車以上）	6.0メートル	

(4) 防護さくの取外しは支柱ごとに行い、既設防護さくには、そでレールを取付け、危険防止を図る。

(5) 車道に取り合わせる角度は、直角とする。

(6) 帰属される道路が既設道路に接続される場合で交差部に歩道がある場合は、交差点としてみなすため、歩道部分を巻込み型に構造変更するものとする。また、舗装構成は、取付けられる道路の舗装構成とする。

2 車輛出入口の箇所は前項第2号の規定によるものとし、原則として1箇所とする。  
(道路の附属施設等)

第15条 交通事故防止のため道路反射鏡等の道路附属施設を設ける場合には、綾瀬市道路施設整備指針(道路附属施設標準工法図)によるものとする。

(地下埋設物の配置)

第16条 道路内に地下埋設物を設ける場合には、綾瀬市道路施設整備指針(地下埋設物配置標準図)によるものとする。

(道路工事施工)

第17条 道路工事施工が伴う場合は、道路工事等施行承認、道路占用等許可その他の申請手続について、道路管理主管課と協議しなければならない。

(道路の掘削復旧)

第18条 道路の掘削及び復旧については、綾瀬市道路工事等施工仕様書及び綾瀬市道路占用等工事仕様書によるものとし、詳細については道路管理主管課と協議するものとする。

### 第3章 下水道

(公共汚水ます設置要件)

第19条 要綱第27条第5項に規定する要件は、次の各号を満たす場合とする。

- (1) 排水敷地が公共下水道管(幹線を除く。以下同じ。)が設置されている道路に接していること。
- (2) 排水敷地内に既存の公共汚水ますがないこと。
- (3) 市の公共汚水ます施工必要期間が開発行為の完了に間に合うこと。
- (4) 他の施設(上水道、電気、ガス等)と取付け位置が競合する場合は、自費で道路の本復旧ができること。

(下水道施設設置基準)

第20条 要綱第27条第6項に規定する下水道施設は、開発行為により区域内に道路を新設し、かつ、公共下水道管が設置されている道路に接していない排水敷地が3区画以上できる場合に布設する。

(下水道施設技術基準)

第21条 要綱第27条第3項及び第6項に規定する技術基準は、綾瀬市下水道施設等整備指針(下水道施設設計基準)によるほか、下水道施設計画・設計指針と解説

(日本下水道協会発行。以下「設計指針」という。)に基づくものとし、下水道法(昭和33年法律第79号)等関係法令の定めによる。

(管理者の表示)

第22条 市に移管される下水道施設のうち人孔ぶた及びますは、市指定の紋章がついているものを使用し、管きょについては、市指定のシールをはり付けること。

(汚水浸透施設)

第23条 要綱第27条第7項の規定により設置する浸透施設は、綾瀬市下水道施設等整備指針(汚水浸透施設設置基準)を標準とする。

(雨水調整施設)

第24条 要綱第27条第2項に規定する雨水調整施設は、次の表によるものとする。

分類	定義	適用の範囲
雨水浸透施設	雨水を地下浸透させるトレンチ式、たて穴式等の構造で「綾瀬市下水道施設等整備指針」(雨水調整施設設置基準)に定める施設をいう。	原則として雨水浸透施設で処理計画を行う。ただし、開発区域の面積が0.5ヘクタール以上の場合、雨水調整池と併用し処理計画を行うことも可能とする。
雨水調整池	雨水の流出を一時的に貯留させ、調整放流が可能な築堤式又は掘込式の構造の施設をいう。	

2 前項の雨水調整施設の設置に当たっては、綾瀬市下水道施設等整備指針(雨水調整施設設置基準)によるものとする。

3 戸建て住宅の造成については、下水道整備指針に定める雨水浸透処理施設により、宅地ごとに処理するものとする。

(境界の表示)

第25条 開発区域と河川、水路等の境界は、各管理者と協議し、境界標等により表示するものとする。

(市の施設への接続許可)

第26条 市の管理している施設に排水を接続する場合は、下水道法、綾瀬市下水道条例(昭和54年綾瀬市条例第24号)及び関係法令に基づき市の許可を受けなければならない。

(施設の占有)

第27条 下水道施設が道路、水路及び河川等を占用する場合は、各管理者と協議し、必要な手続を行うものとする。

(終末処理施設)

第28条 要綱第30条に規定する終末処理施設の設置基準については、次の表のとおりとする。

区 分	設置する施設	管 理
開発区域の面積10ヘクタール以上又は計画人口1,000人以上	終末処理施設	事業主又は利用者等 (管きよの維持も含む。)
開発区域の面積10ヘクタール以上又は計画人口1,000人未満	小型浄化槽式の施設	同 上

(排水設備)

第29条 要綱第31条第1項に規定する排水設備の構造基準は、綾瀬市下水道施設等整備指針（排水設備構造基準）によるものとする。

2 要綱第31条第2項第2号に規定する浄化槽の設置に当たっては、市街化調整区域内については合併浄化槽を設置するものとする。

3 生活雑排水の沈殿物及び油水の分離装置の構造は、綾瀬市下水道施設等整備指針（排水設備構造基準）を標準とし、計画雑排水量により、容量等を検討する。

#### 第4章 公園、緑地及び広場

(選定及び管理基準)

第30条 要綱第32条に規定する公園、緑地又は広場（以下「公園等」という。）の選定及び管理基準は、次の表によるものとする。

	用 途	公園等の区分	用地	維持管理
1	業務施設 (事務所、倉庫、工場、 ホテル等)	緑地	事業主	事業主
2	商業施設 (スーパーマーケット、 店舗等)	広場又は緑地	事業主	事業主

3	住居系施設 (戸建て住宅、共同住宅等)	公園	市	市
---	------------------------	----	---	---

備考 その他の用途については別途協議により選定する。

(公園等の面積)

第31条 要綱第32条に規定する公園等の面積は、次の表によるものとする。

開発区域の面積	1箇所の最低面積	摘 要
3,000平方メートル以上1ヘクタール未満	90平方メートル以上 ただし、住宅建築を目的とする開発行為で、計画戸数50戸以上については、150平方メートル以上	
1ヘクタール以上5ヘクタール未満	300平方メートル以上	開発面積2.5ヘクタール以上にあつては750平方メートル以上が1箇所以上あること
5ヘクタール以上20ヘクタール未満	1,500平方メートル以上	
20ヘクタール以上	1,500平方メートル以上	3,000平方メートル以上が1箇所あること

(位置及び形状)

第32条 公園等は、環境保全及び都市景観を考慮するとともに、日照等が確保できる位置及び形状とし、災害時の避難に適するよう急傾斜地を含まず、かつ、4メートル以上の公道に接するよう配置するものとする。

2 開発区域に隣接して市の所有する既存公園があるときは、既存公園に接して公園等を設置するものとする。

## 第5章 消防

(消防水利の基準)

第33条 要綱第35条に規定する消防水利の基準は、次の各号によるものとする。

(1) 消火栓の配水管は、口径150ミリメートル以上とする。ただし、管網の一辺が

180メートル以下となるように配管されている場合は、口径75ミリメートル以上とすることができる。

- (2) 前号の規定にかかわらず、解析及び実測により取水可能水量が毎分1立方メートル以上であると認められるときは、管網の一辺が180メートル超となるように配管されている場合において、口径75ミリメートル以上とすることができる。この場合においては、取水可能水量が毎分1立方メートル以上であることを示す資料を消防本部に提出するものとする。
- (3) 消火栓の設置に当たっては、道路、埋設管等の施設管理者と事前に協議する。
- (4) 耐震性貯水槽の位置は、原則として建物及び工作物の直下を避け有効幅員4メートル以上の道路に面して設置する。
- (5) 耐震性貯水槽は、有効半径100メートルとし、原則として開発区域全体を含むことができるよう配置するものとし、配置位置については、周辺水利を考慮し、消防と協議するものとする。

2 開発区域の面積が3,000平方メートル未満の開発行為で、開発区域全体が周辺の既存消火栓から半径100メートルの範囲に含まれる場合は消火栓の設置を必要としない。ただし、崖及び河川又は鉄道軌道等により当該既存消火栓による消火活動に支障があると認める場合は除く。

(消防水利用地)

第34条 要綱第34条第2項の規定に基づき、耐震性貯水槽及びその用地を市に移管する場合は、次の各号により整備するものとする。

- (1) 耐震性貯水槽の周囲には0.5メートル以上の空地を設け、境界標を設置する。
- (2) 道路境界側を除く3方にコンクリートブロック2段積みの上にフェンス1.2メートル以上を設置し、区画する。
- (3) 消防水利用地には、自動車が進入できない措置を講じるとともに、仕上げをコンクリート打ち又はアスファルト舗装とし、他の施設等を設置しないこと。

(耐震性貯水槽の構造)

第35条 耐震性貯水槽の構造は、消防防災施設整備費補助金交付要綱（国庫基準）の規格を準用するほか、次の各号によるものとする。

- (1) 吸管投入口は、消防車両部署位置から原則5メートル以内とし、消防活動に支

障がないように設ける。

- (2) 消防車両が接近して直接取水することが困難な場合は、採水口を設ける。
- (3) 採水口の接続口は、呼び径75ミリメートルのねじ式（吸管用）とし、地盤面からの高さが0.5メートル以上1メートル以下の位置に設ける。
- (4) 採水口は、原則として単口型を2口以上設ける。
- (5) 採水口の吸水口は、集水ピット内とし、床面及び側面から200ミリメートル以上離すこと。
- (6) 採水口の吸水口相互間は、500ミリメートル以上離すこと。
- (7) 採水口には、見やすい箇所に「採水口」と標示する。
- (8) 水槽内には、原則として区画は設けない。ただし、構造上区画を設ける場合は、区画ごとに通気口・通水口・人通口を設ける。
  - ア 通気口は、口径100ミリメートル以上の大きさとし、梁の上部に2箇所以上設ける。
  - イ 通水口は、口径150ミリメートル以上の大きさとし、梁の下部に2箇所以上とし、底版に接するように設ける。
  - ウ 人通口は、口径600ミリメートル以上の大きさとし、その下端は底版から50センチメートル以下とする。
- (9) 耐震性貯水槽は、原則として二次製品とする。
- (10) 耐震性貯水槽のふたは、別表第1（第2図 耐震性貯水槽ふた図）のとおりとする。
- (11) 上記以外の事項については、別途協議する。

（標識及び標示）

第36条 消防水利の標識及び標示は、消防水利のふたからおおむね5メートル以内の箇所に別表第1（第3図 消防水利標識標準図）及び次の表による標識を設置する。

種別	名称	材 料	ペ イ ン ト	備 考
耐消 震 性火 貯 水栓 槽	標 識 板	耐食アルミニウム合金 製600型 (400型) 縁曲げ加工 スライドチャンネル	地は赤色 標識文字及び縁は白色 全面反射式	通達（昭和45年 消防防第442 号）「消防水利の 標識について」に よるものとする。
		式補強材2本付き	地は青色 標示文字及び縁は白色 枠は赤色 全面反射式	消防法施行規則第 34条の2による ものとする。

耐消 震 性火 貯 水栓 槽	ポ ー ル	長さ3メートル、直径 60.5ミリメートル 以上の耐食アルミニウ ム合金製		埋設部には、アン カーを取付ける。
消 防 水 利	取 付 バ ン ド	バンド式2分割方式耐 食アルミニウム合金製		

(中高層防火対象物の進入路)

第37条 要綱第37条に規定する進入路は、次の各号によるものとする。

- (1) 進入路及び進入路の周辺に、はしご車の通行の障害となる門、塀、電柱、樹木、看板、車両通行防止さく等の工作物、地下埋設物、駐車場その他の障害要因となるものを設置しないこと。
- (2) 進入路の有効幅員は、5メートル以上とする。
- (3) 進入路の接続道路の道路幅員は、原則として6メートル以上とする。
- (4) 進入路のこう配は、8パーセント以下とする。
- (5) 進入路のすみ切りは、消防本部が定める数値以上を設ける。
- (6) 進入路に設置する渡り廊下等ではしご車が通過する部分は、高さ4メートル以

上とする。

- (7) 路盤支持力は、車両総重量 25 トン車両の通行に支障とならない構造とする。  
(消防活動空地の基準)

第 38 条 要綱第 38 条に規定する消防活動空地の基準は、次の各号によるものとする。

- (1) 消防活動空地は、棟ごとに 1 箇所以上、消防活動上有効な開口部又は消防隊進入口を有す面の側に確保すること。
- (2) 消防活動空地の規模は、予定建築物の外壁、バルコニー等から 5 メートル以内にはしご車が接近できるよう幅 6 メートル以上、長さ 12 メートル以上とする。
- (3) 消防活動空地の設置間隔は、40 メートル以内とし、かつ、有効に活動できる位置に配置する。
- (4) 消防活動空地の縦横こう配は、5 パーセント未満とし、その他の構造は前条の進入路の基準に準じるものとする。
- (5) 消防活動空地及びその周辺の上空には、はしご車の伸てい、架てい及び旋回に支障となる工作物、架空電線等を設置しない。
- (6) 消防活動空地は、路盤支持力 25 トン以上とし、原則としてアスファルト舗装又はコンクリート舗装で仕上げるものとし、消防活動空地内のふた、埋設管等は、この強度に耐えるものとする。

2 消防活動空地には、次に定める標示をする。

- (1) 消防活動空地は、幅 15 センチメートル以上の黄色溶着塗装の線を使用して別表第 1 (第 4 図 消防活動空地標示図) のとおり標示し、区画する。
- (2) 前号の標示ができない場合は、別表第 1 (第 5 図 消防活動空地標示看板図) の看板を設置するとともに、設置場所について消防本部と協議する。

3 開発区域周辺の道路、地形、空中障害物等により、はしご車の進入又は消防活動空地の確保が困難な場合は、当該建築物に次に掲げる代替施設が設置されたことにより、消防活動空地が設置されたものとみなす。

- (1) 建築基準法施行令第 123 条第 2 項に規定する屋外階段又はこれに準ずるもの
- (2) 建築基準法施行令第 123 条第 3 項に規定する特別避難階段
- (3) 消防法施行令 (昭和 36 年政令第 37 号) 第 7 条第 4 項第 1 号に規定する避難設備のうち、立体的な消防活動が可能となる避難はしご (バルコニーが連続した

部分ごとに設置)

## 第6章 その他

(ごみ収集所)

第39条 要綱第40条第1項第3号に規定するごみ収集所の構造については、次の各号によるもののほか、別表第2を標準とする。

- (1) 周囲の景観に十分配慮したものとするとともに、鉄筋等により、十分な強度を確保する。
- (2) ごみの飛散防止のため3方向を囲うとともに床をコンクリートとし、雨水等が排除できるようこう配を設けるものとする。

(防犯灯)

第40条 要綱第42条に規定する防犯灯の構造は、別表第3を標準とする。

2 要綱第42条第4項に規定する防犯対策における協議については、共同住宅（10戸以上又は3階建て以上）、店舗（延べ床面積1,500平方メートル以上）及び工場等（延べ床面積3,000平方メートル以上）の開発行為について、所轄の警察署長と協議後、開発行為に関する防犯設備の協議結果報告書（第3号様式）を市長に提出するものとする。ただし、市長が必要ないと認めた場合はこの限りでない。

(駐車場)

第41条 要綱第43条第1項に規定する自動車車庫のうち区域外に確保する台数については、工事完了までに区域外車庫報告書（第4号様式）を市長に提出するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成8年5月10日から施行する。  
(綾瀬市宅地開発等に関する指導要綱細則の廃止)
- 2 綾瀬市宅地開発等に関する指導要綱細則（昭和61年5月1日施行）は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 この細則の規定は、施行日以後の受付に係る開発行為に関する事前協議申請から適用し、同日前までの受付に係る開発行為に関する事前協議申請については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成11年1月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この細則の規定は、施行日以後の受付に係る開発行為に関する事前協議申請から適用し、同日

前までの受付に係る開発行為に関する事前協議申請については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成 12 年 2 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この細則の規定は、施行日以後の申請された開発行為に関する事前協議から適用し、同日前までに申請された開発行為に関する事前協議については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この細則による改正後の綾瀬市開発行為に関する指導要綱細則の規定は、この告示施行の日以後の受付に係る審査及び事前協議から適用し、同日までの受付に係る審査及び事前協議については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この細則による改正後の綾瀬市開発行為に関する指導要綱細則の規定は、この告示施行の日以後の受付に係る審査及び事前協議から適用し、同日前までの受付に係る審査及び事前協議については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この細則による改正後の綾瀬市開発行為に関する指導要綱細則の規定は、この告示施行の日以後の受付に係る審査及び事前協議から適用し、同日前までの受付に係る審査及び事前協議については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この細則による改正後の綾瀬市開発行為に関する指導要綱細則の規定は、この告示施行の日以後の受付に係る審査及び事前協議から適用し、同日前までの受付に係る審査及び事前協議については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この細則による改正後の綾瀬市開発行為に関する指導要綱細則の規定は、この告示施行の日以後の受付に係る審査及び事前協議から適用し、同日前までの受付に係る審査及び事前協議については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この細則による改正後の綾瀬市開発行為に関する指導要綱細則の規定は、この告示施行の日以後の受付に係る審査及び事前協議から適用し、同日前までの受付に係る審査及び事前協議については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この細則の規定は、この細則の施行の日以後の受付に係る審査及び事前協議から適用し、同日前までの受付に係る審査及び事前協議については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この細則の規定は、この細則の施行の日以後の受付に係る審査及び事前協議から適用し、同日前までの受付に係る審査及び事前協議については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この細則の規定は、この細則の施行の日以後の受付に係る審査及び事前協議から適用し、同日前までの受付に係る審査及び事前協議については、なお従前の例による。

附 則

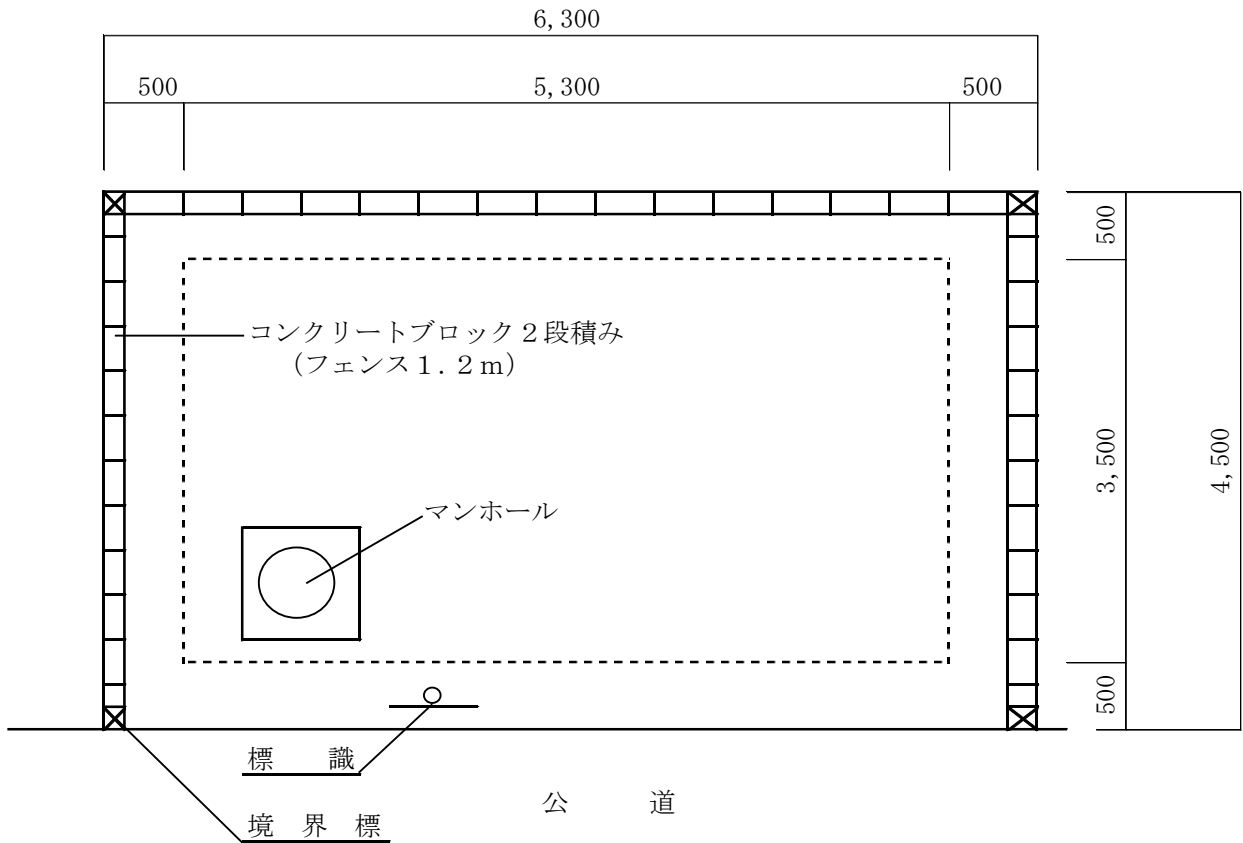
(施行期日)

- 1 この細則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この細則の規定は、この細則の施行の日以後の受付に係る審査及び事前協議から適用し、同日前までの受付に係る審査及び事前協議については、なお従前の例による。

別表第1 (第1図 耐震性貯水槽標準工法図) 第35条関係

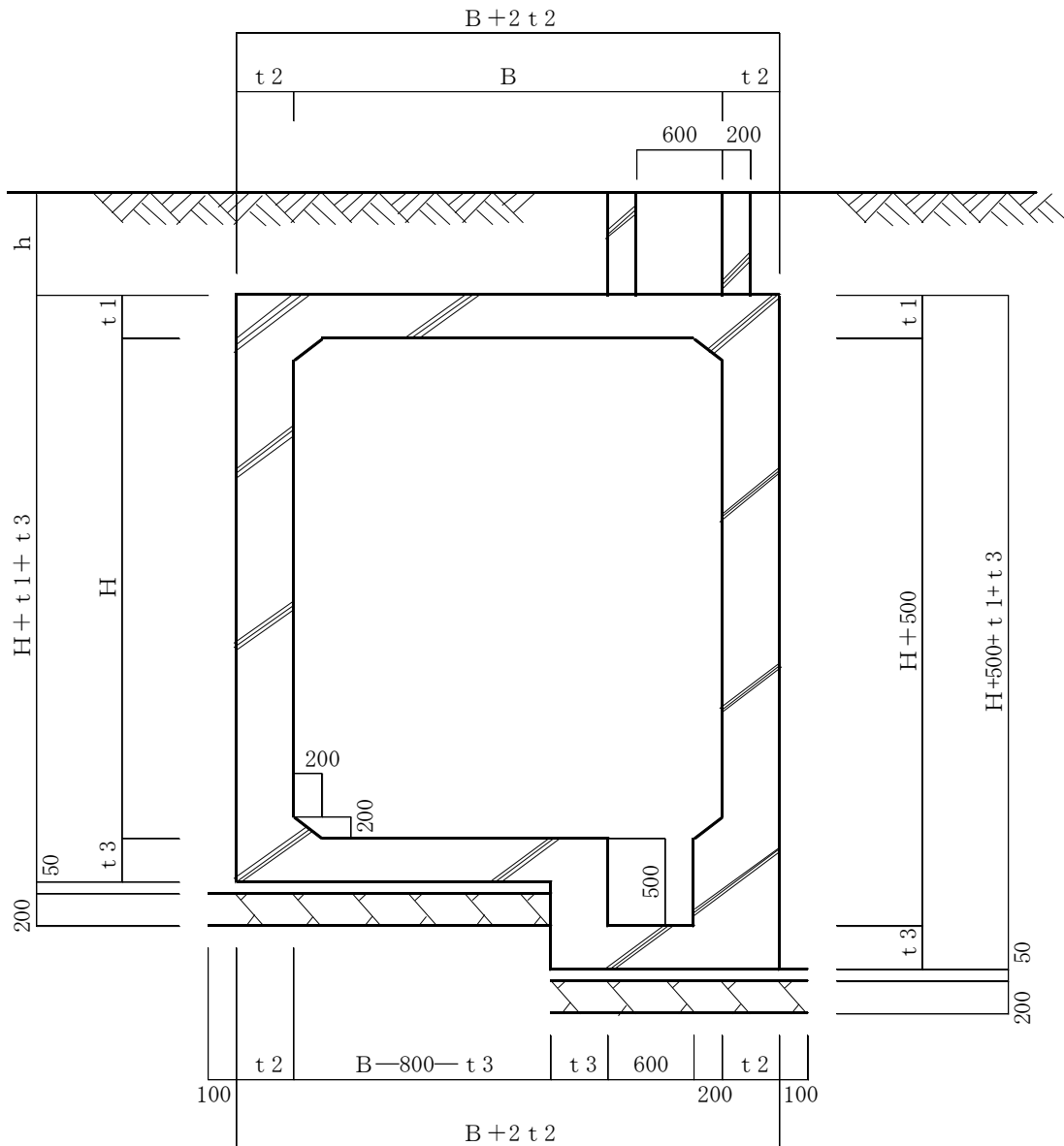


構造寸法表

(単位 mm)

H	h	L・t1 t2・t3	B				
			2,500	3,000	3,500	4,000	4,500
2,000	1,000	L	8,600	7,100	6,100	5,400	4,800
		t1	250	300	300	300	250
		t2	250	300	300	300	250
	2,000	t3	300	350	350	350	300
		L	8,600	7,100	6,100	5,400	4,800
		t1	300	300	350	350	300
2,500	1,000	t2	300	300	350	350	300
		t3	300	350	400	400	350
		L	6,900	5,700	4,900	4,300	3,800
		t1	250	300	300	250	250
3,000	1,000	t2	250	300	300	250	250
		t3	300	350	350	300	300
		L	5,700	4,800	4,100	3,600	
		t1	250	250	250	250	

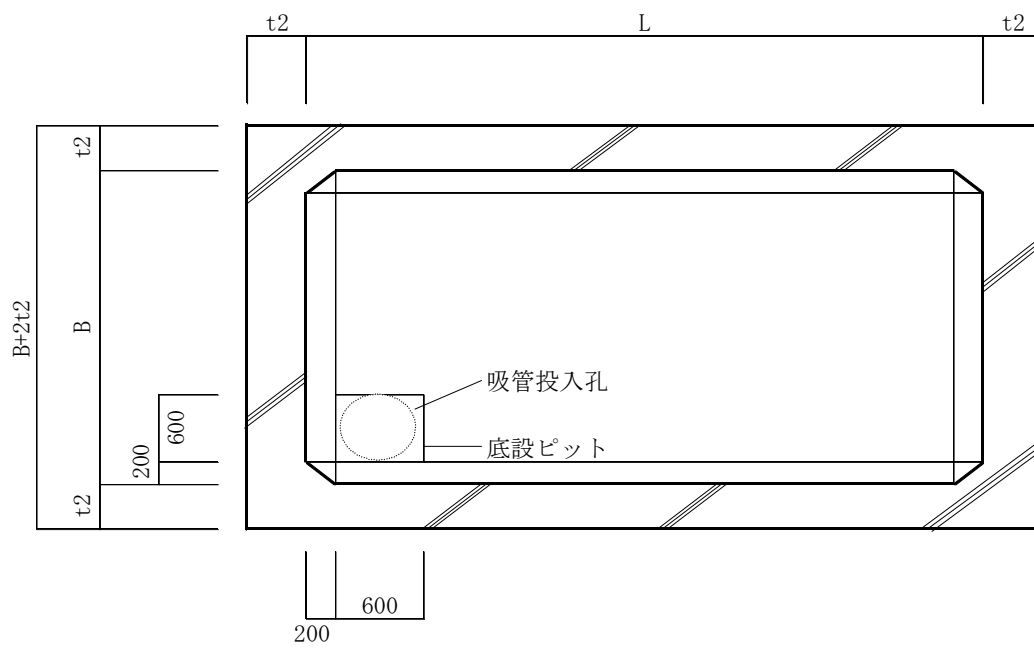
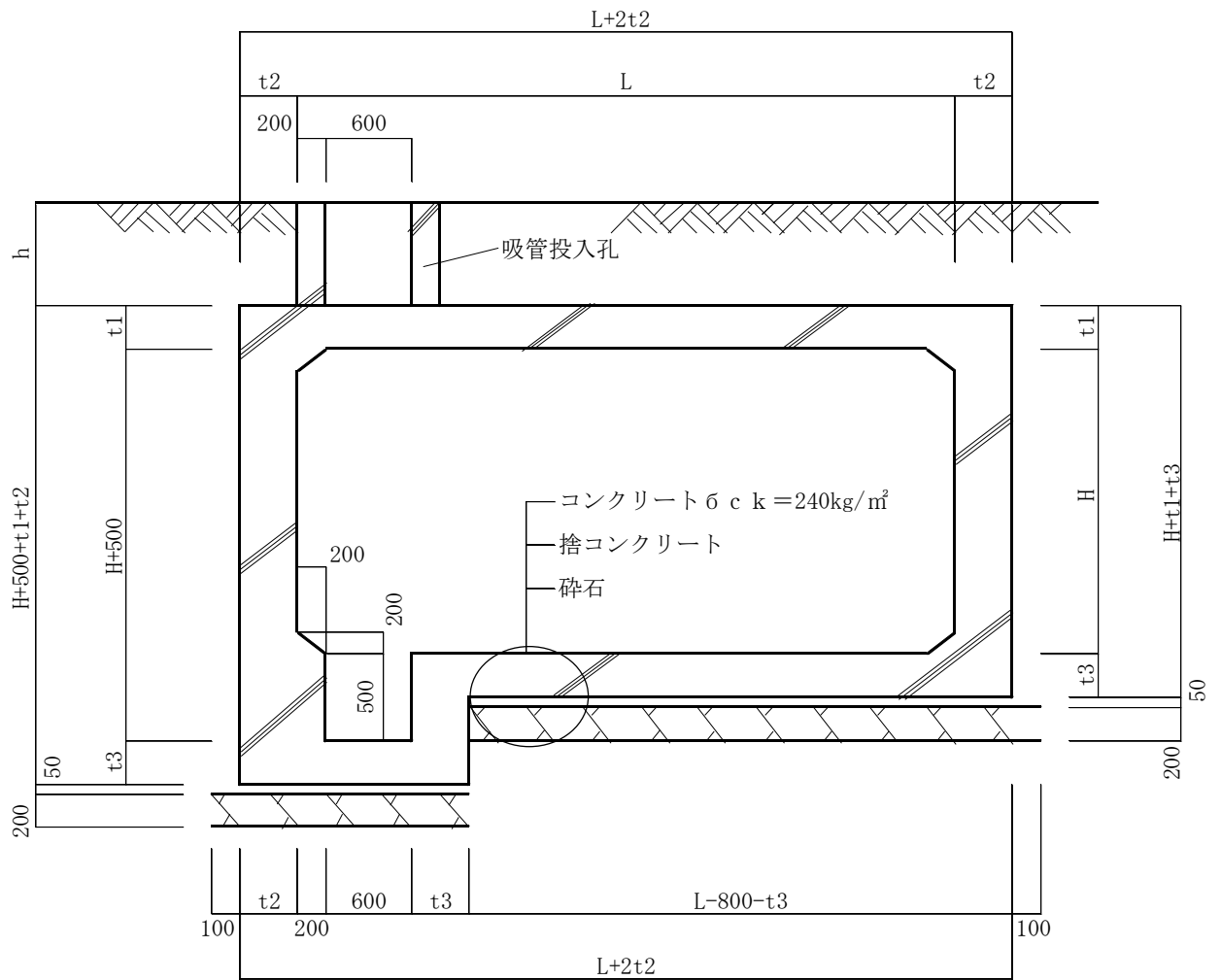
(注)内側に防水モルタル厚2cm施工



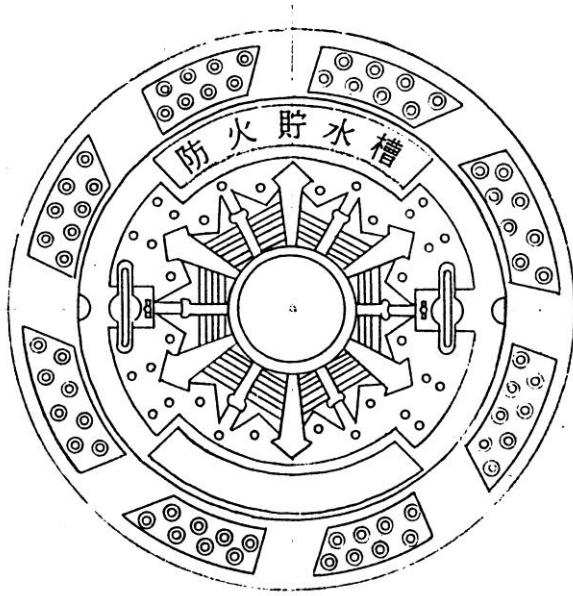
### 設 計 条 件

形式	40m <sup>3</sup> 級耐震性貯水槽（角型タイプA）現場打ち鉄筋コンクリート製	
基礎形式	直接基礎	
単位重量	鉄筋コンクリート	$\Gamma \delta = 2.5 \text{ t/m}^3$
	土砂	$\Gamma = 1.8 \text{ t/m}^3$
	水	$\Gamma \text{ ж} = 1.0 \text{ t/m}^3$
土圧	静止土圧係数	$K = 0.5$
載荷重	上載荷重	$W = 1.0 \text{ t/m}^3$
	コンクリート設計基準強度	$\sigma_{c k} = 240 \text{ kg/cm}^2$
許容	コンクリート許容圧縮応力度	$\sigma_{c a} = 80 \text{ kg/cm}^2$
	コンクリート許容せん断応力度	$\tau_{a i} = 4.5 \text{ kg/cm}^2$
応力度	鉄筋規格	S D 295 A
	鉄筋許容引張応力度	$\sigma_{s a} = 1,200 \text{ kg/cm}^2$
地下水位	頂版軸心位置	

（注）設置位置により活荷重を考慮すること。

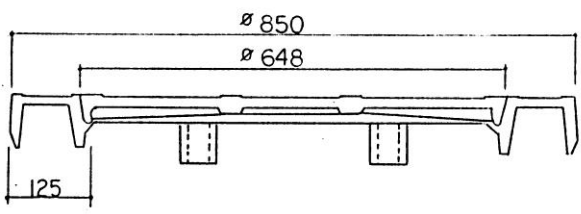
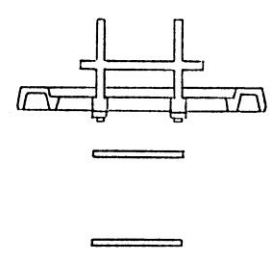
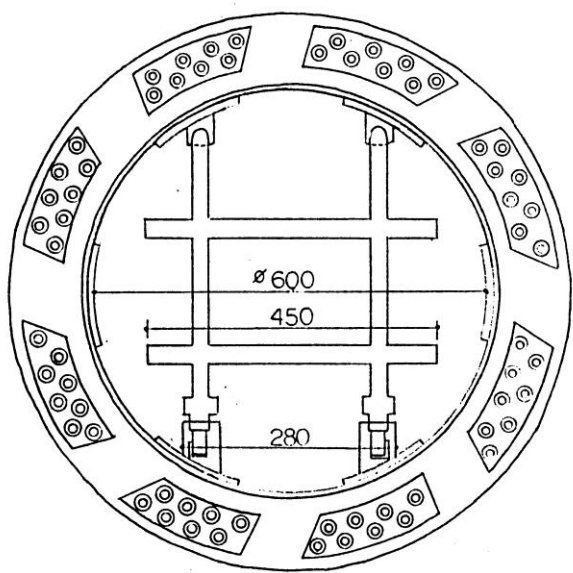
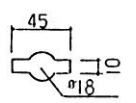
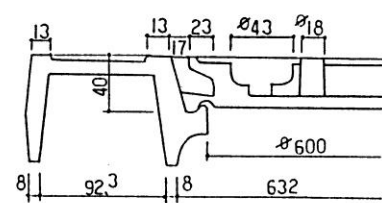


別表第1 (第2図 耐震性貯水槽ふた図) 第35条関係

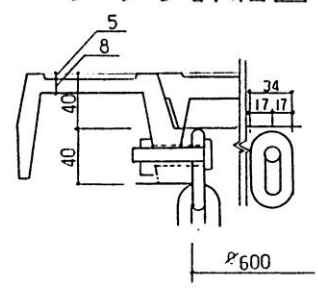


防 火 用 水 槽	
ガ タ ツ キ ・ 転 落 防 止 型	
形式	F1RE-1型PAT
材質	ふたFCD70 枠FCD60

袋状ゴジリ穴・カギ穴詳細図

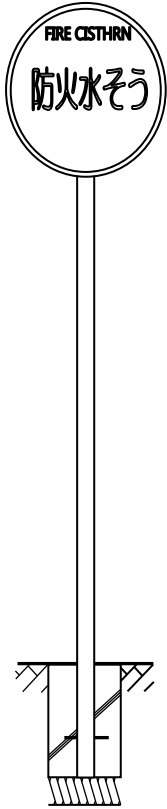


クサリ詳細図

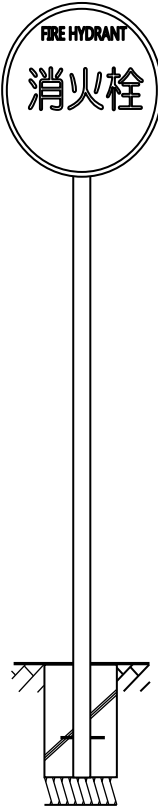


別表第1（第3図 消防水利標識標準図）第36条関係

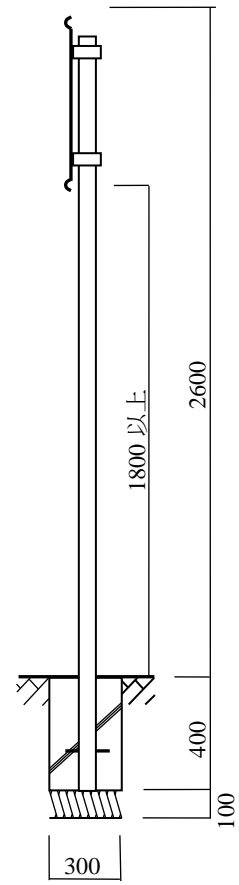
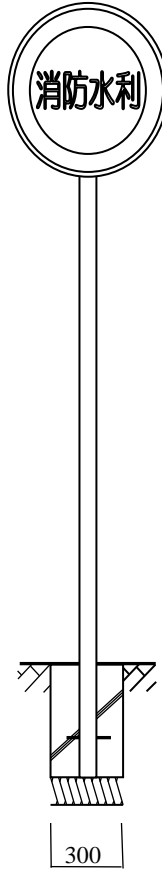
防火水そう



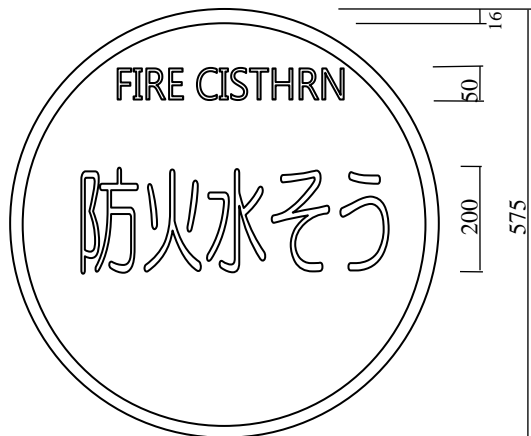
消火栓



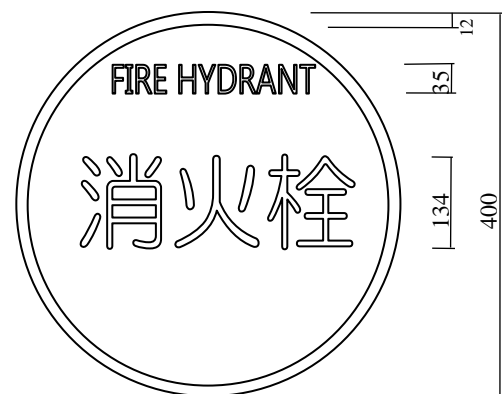
自主管理



600 型



400 型

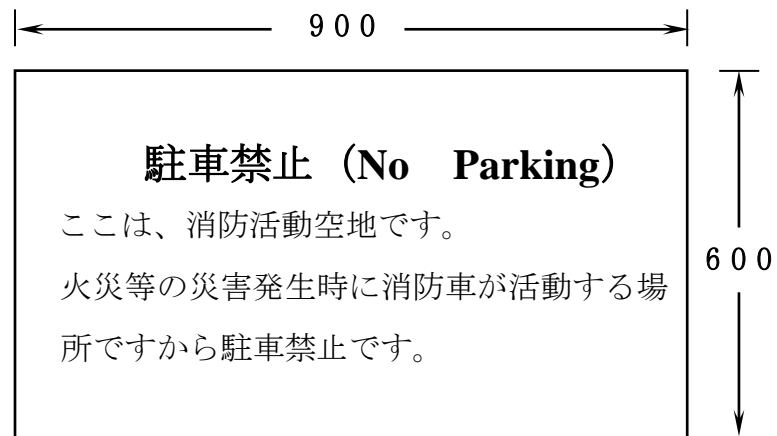


(数字は、ミリメートルを示す。)

別表第1（第4図 消防活動空地標示図）第38条関係

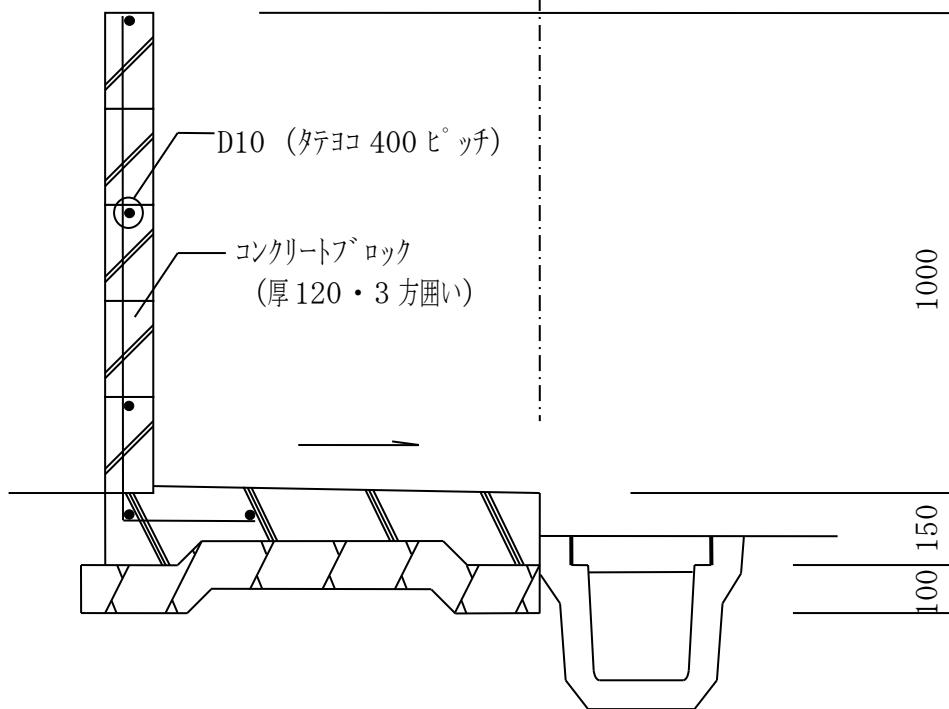
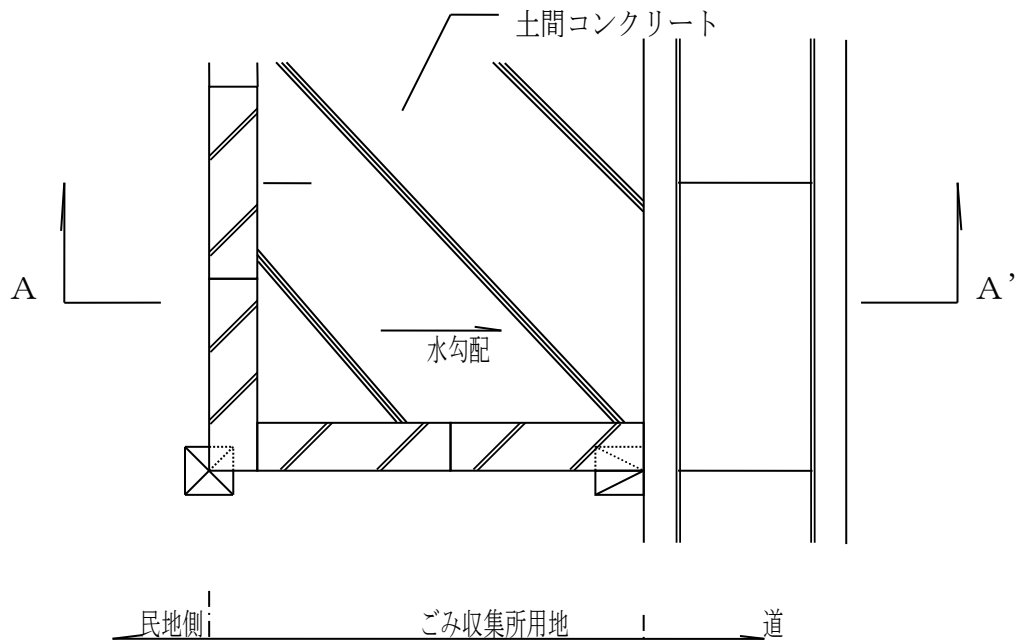


別表第1（第5図 消防活動空地標示看板図）第38条関係



別表第2 (第39条関係)

(平面図)

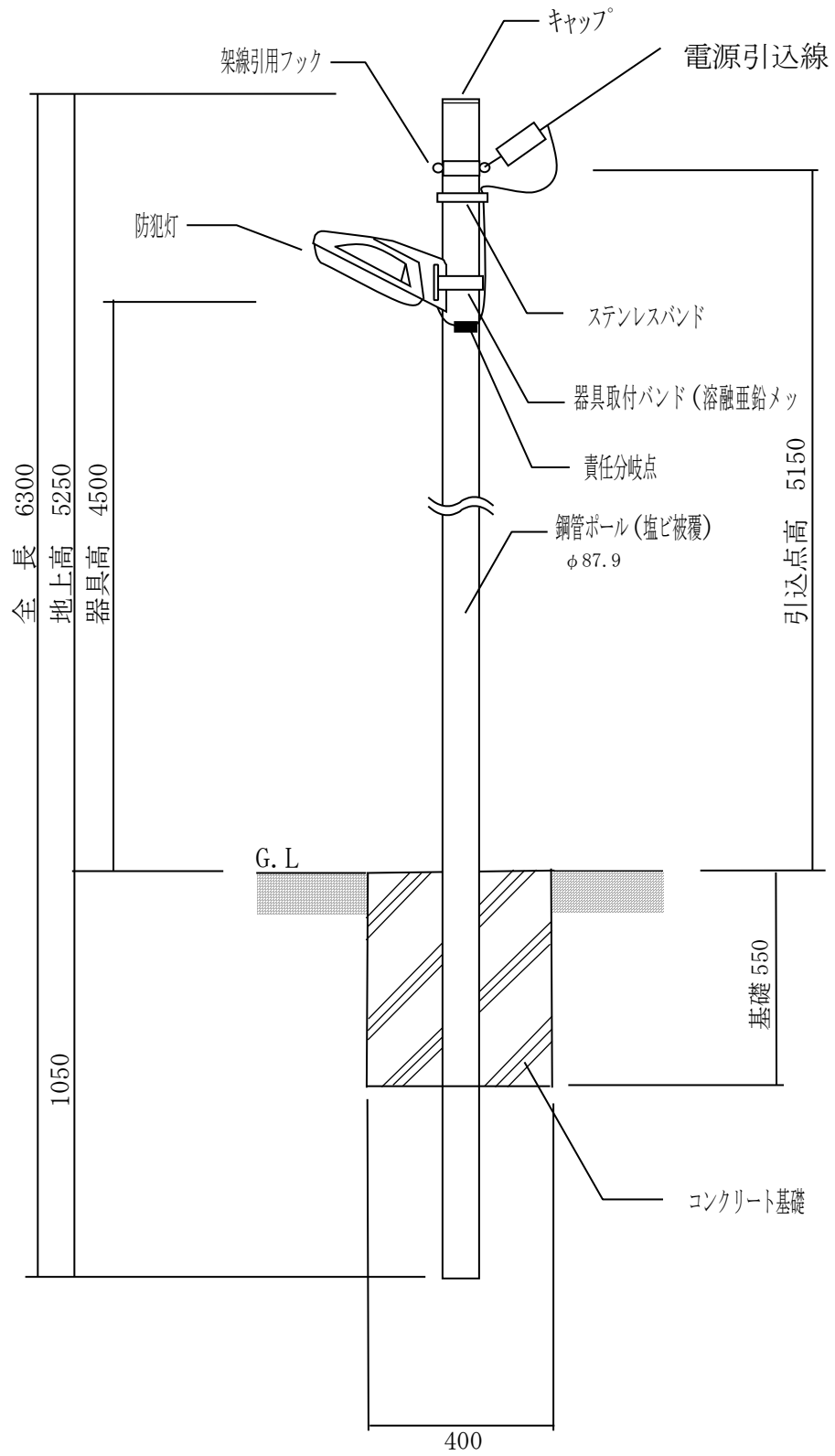


(A~A' 断面図)

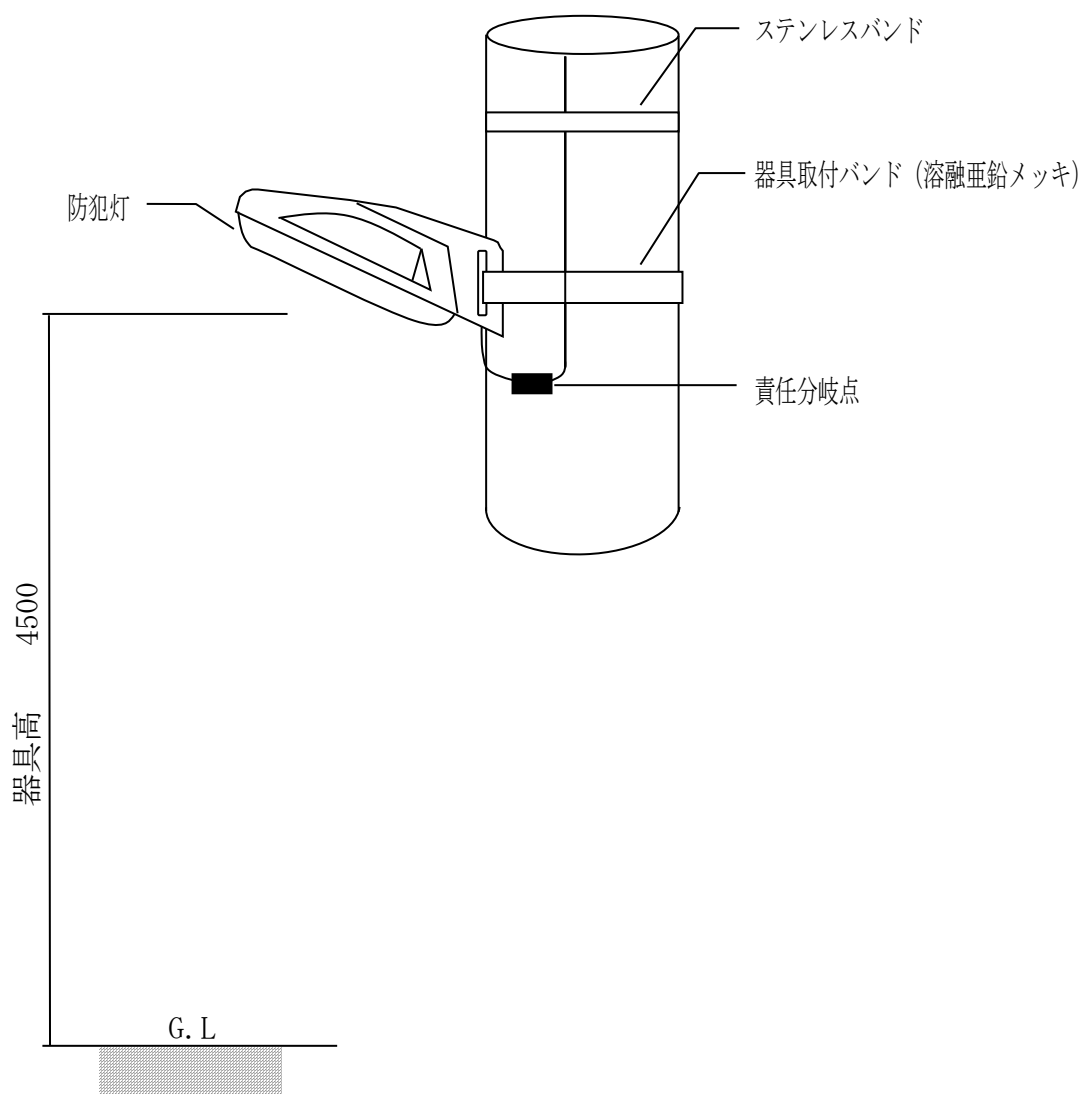
※小動物によるごみの飛散防止用ネット等及びネット等をつけるためのフックを上部の四隅に設置すること。

別表第3 (第40条関係)

(1) 自立型 (ポール式)



## (2) 電柱共架型



## (3) 防犯灯仕様

- 本 体 : アルミダイカスト ADC12 (腐食・耐久性のある素材)
- 照明カバー : アクリル樹脂
- ラ ンプ : LED光源 (RBS S 認定機器等が望ましい)
- 消費電力 : 10W未満を標準 (標準以上可)
- 点灯装置 : 照度センサー内蔵

第1号様式（第4条関係）

引継ぎに係る図書目録

1 「開発行為に伴う公共施設等の引継書」 写

2 図 面

名 称	適 用	備 考
位 置 図		
完 了 図		
確 定 測 量 図		地籍測量図
縦 横 断 図		
構 造 図		
詳 細 図		
公図の写(新・旧)		
工 事 写 真		
道路境界査定平面図		第2原図

※「適用」の欄に○印の図面について添付のこと。

3 その他関係図書



第3号様式（第40条関係）

開発行為に関する防犯設備の協議結果報告書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

住所  
 事業主 氏名  
 電話

綾瀬市開発行為に関する指導要綱細則第40条第2項の規定に基づき、開発行為に伴う防犯設備について、次のとおり大和警察署と協議しましたので報告します。

開発区域の地名地番	綾瀬市	
防犯用設備の設置	防犯カメラの設置	する：場所
		しない：理由
	防犯性能が高い鍵等の設置	する：場所
		しない：理由
	敷地内の照明	あり：灯数
		なし：理由
囲い・植栽等の改善	対策	
その他の設備		
確認者	年 月 日 大和警察署生活安全第一課	

第4号様式（第41条関係）

区域外車庫報告書

綾瀬市開発行為に関する指導要綱の規定により、区域外に確保する自動車車庫については次のとおりとなりましたので報告します。

年 月 日

(宛先) 綾瀬市長

住所

事業主

氏名

1 建築物の計画戸数	
2 区域内車庫の台数	
3 区域外車庫の台数	
4 区域外車庫の所在地	
5 区域外車庫の所有者	
6 添付図書	<input type="checkbox"/> 案内図 <input type="checkbox"/> 車庫配置図 <input type="checkbox"/>

承諾書

年 月 日

上記のとおり駐車場の使用について承諾します。

所有者 住所  
氏名